

在留審査処理期間(日数)

令和5年1月～3月許可分

		在留資格認定証明書 交付	在留期間更新		在留資格変更	
		処分(交付)まで の日数	処分(告知)まで の日数	審査終了 までの日数	処分(告知)まで の日数	審査終了 までの日数
教授		27.1	23.5	12.1	28.6	14.9
芸術		31.4	35.1	22.9	47.1	39.5
宗教		39.2	29.6	18.1	27.3	16.2
報道		30.0	33.3	21.8	32.2	20.2
高度専門職	1号イ	32.0	20.3	12.5	30.3	19.8
	1号ロ	22.0	29.3	17.2	35.3	21.4
	1号ハ	67.7	30.1	21.4	45.0	33.1
	2号				46.0	36.6
経営・管理		76.2	36.9	26.3	65.3	56.8
法律・会計業務			31.3	19.3	35.5	23.5
医療		32.0	25.9	13.1	36.8	29.0
研究		46.2	26.6	14.6	36.8	15.8
教育		40.3	27.6	14.2	27.9	17.5
技術・人文知識・国際業務		40.2	29.4	17.8	48.7	24.3
企業内転勤		32.9	32.5	19.0	22.1	15.4
介護		36.3	22.6	10.8	31.4	16.4
興行		32.6	34.7	21.8	20.4	12.3
技能		84.3	33.2	22.8	44.6	36.8
特定技能1号		78.0	42.4	30.8	57.0	41.8
特定技能2号			58.0	43.0	55.0	46.3
技能実習	1号イ	32.5	29.0	20.0		
	1号ロ	27.7	27.6	16.9	17.4	10.4
	2号イ		36.9	21.1	44.1	5.7
	2号ロ	28.3	35.1	18.2	42.6	21.3
	3号イ	40.3	32.8	20.6	45.7	22.1
	3号ロ	28.6	27.9	16.5	35.7	19.8
文化活動		26.2	24.8	14.3	25.0	15.4
短期滞在			5.0	3.9	6.5	5.8
留学		73.5	23.0	11.6	29.5	17.6
研修		29.0	20.8	10.8		
家族滞在		47.2	30.8	20.2	34.5	26.4
特定活動		41.6	35.6	24.8	37.3	25.7
日本人の配偶者等		52.4	31.8	18.8	40.5	30.5
永住者の配偶者等		55.9	31.1	17.7	40.1	30.3
定住者		64.3	31.7	18.9	40.9	31.4

注)

- ・ 本件は申請の受理から許可に至るまでの期間(許可を告知するまで)であり、追加資料の提出を求めた場合は、当該資料が提出されるまでの日数が含まれています。また、不許可処分・申請取下げ等は含まれません。
- ・ 在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請の場合、処分日は許可の告知時(入管局にお越しいただく日)となるため、「処分(告知)までの日数」には、審査終了から実際に入管局で許可を受けた日までの期間が含まれます。
- ・ 特定活動は行おうとする活動によって、審査期間が異なります。
- ・ 「技能実習3号」への在留資格変更について、申請後1か月以上一時帰国した後に許可を受ける事例が含まれています。